

## 機関誌編集委員会規程

第1条 細則第13条により本規程を設ける。

第2条 機関誌編集委員会「以下委員会と略称」は、定款第4条第2項に定める機関誌として「日本畜産学会報」と「Animal Science Journal」を企画、編集し、発行することを目的とする。

第3条 委員長は、会議を招集し議長となる。

2 委員会には委員長が指名した副委員長を置く。

3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外のものを会議に出席させることができる。

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 機関誌の企画、編集と発行に関する事項

(2) 機関誌の「投稿規程」、「論文投稿の手引き」、「審査基準」、および「審査の手引き」に関する事項

(3) 委員候補者の選考

(4) 理事長より委嘱または諮問された事項

(5) その他、委員長が必要と認めた事項

第5条 機関誌の充実を図るため、委員会内にワーキング・グループを置くことができる。

第6条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

2013年1月26日 制定

2017年3月27日 改正

2019年3月27日 改正